

道路位置指定申請書等の添付図書について（法第42条第1項第5号）

1. 道路位置指定申請書【作成部数：正本1部、副本1部（※）】

※市町が控えを求めた場合は副本2部

(1) 道路の位置の指定（取消）申請書（様式第14号）

正本－道路の位置の指定（取消）申請書

副本－道路の位置の指定（取消）通知書

※申請書及び通知書の「取消」、「取消し」、「又は指定を取り消される土地」の文言は二重線で消す。

(2) 付近見取図

(3) 字限図・道路となる部分の土地の登記簿謄本

○正本には原本を、副本にはその写しを添付する

○原則として着工指示日から起算して3ヶ月以内のもの

(4) 道路ができる場所の土地利用、造成計画が確認できる図面等

→土地利用計画図、造成計画平面図・断面図、排水施設計画平面図、排水施設構造図など

(5) 道路の構造等が確認できる図面等

→道路計画平面図、道路構造図、道路の縦横断図 など

(6) 承諾書・道路計画図（様式第15号）

○原則として作成するサイズはA2とする

○承諾書の「・指定の取消し」の文言は二重線で消す

○原本として、承諾書に連絡先の内容が明記されたもの1部、連絡先の欄に電話・電子メールの明記がないもの1部を作成する

○作成した原本は、申請書（正本）には綴じ込まず、原本（2部）を収納する袋（封筒）に収納し、その袋（封筒）を申請書（正本）に綴じ込む

○原本のうち、承諾書に連絡先の内容が明記されたものを複写し、申請書（正本と副本）に綴じ込む

○原則として道路計画図には以下の内容を明記する

→付近見取図、字限図、道路図（道路の位置図）、道路の標準断面図 など

(7) その他知事が必要と認める図書

○承諾書により承諾した者の意思確認の経過を示す図書

（承諾に係る協議の日時、場所、参加者氏名及び承諾者からの意見などの内容が確認できるもの）

○承諾書により承諾をした者に係る印鑑証明書の原本又は写し

（原則として申請書提出日から起算して3ヶ月以内のもの）

○道路を造るに当たり他法令の許認可が必要な場合はその申請書又は通知書の写し

（道路法第24条承認申請、法定外公共物の改築申請 など）

○道路管理者が道路を管理する者であることを示す図書

（道路の維持管理契約書の写し など）

→原則として、道路となる土地の所有者等が申請者の場合は添付不要

○委任状（代理人による申請である場合）

○その他に必要な書類（宅地建物取引業免許の写し など）